

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年5月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000306号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100006号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額を50万円、平成25年7月16日の標準賞与額を1万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日及び平成25年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月15日及び平成25年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成25年7月16日の標準賞与額を1万6,000円から37万3,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月16日の標準賞与額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成25年7月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された賞与明細一覧表及び源泉徴収簿並びに金融機関から提出された取引履歴調査結果によると、請求者は、同社から標準賞与額50万円に相当する賞与(50万925円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万9,260円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

請求期間②について、A社から提出された賞与明細書、賞与明細一覧表及び源

泉徴収簿並びに金融機関から提出された取引履歴調査結果によると、請求者は、同社から標準賞与額 37 万 3,000 円に相当する賞与（37 万 3,014 円）の支払を受け、標準賞与額 1 万 6,000 円に見合う厚生年金保険料（1,261 円）を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 6,000 円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与の支払年月日については、源泉徴収簿により確認できる支給月日及び取引履歴調査結果により確認できる取引日から、請求期間①は平成 21 年 12 月 15 日、請求期間②は平成 25 年 7 月 16 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 15 日及び平成 25 年 7 月 16 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 12 月 15 日及び平成 25 年 7 月 16 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間②について、上述のとおり、請求者は、A社から標準賞与額 37 万 3,000 円に相当する賞与（37 万 3,014 円）の支払を受けていることが確認できることから、厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額 1 万 6,000 円を 37 万 3,000 円に訂正することが必要である。

ただし、平成 25 年 7 月 16 日の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000307号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100007号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額を48万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与明細一覧表及び源泉徴収簿並びに金融機関から提出された預金取引明細表によると、請求者は、同社から標準賞与額48万9,000円に相当する賞与(48万9,459円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万8,396円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の賞与の支払年月日については、源泉徴収簿により確認できる支給月日及び預金取引明細表により確認できる取引日から、平成21年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月15日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成21年12月15日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間

に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2000315 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (受) 第 2100008 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 事業所を年度末の昭和 63 年 3 月 31 日付けで退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 63 年 3 月 31 日となっているので、喪失年月日を昭和 63 年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所の人事記録を管理する B 事業所総務部人事課及び A 事業所の後継事業所である C 事業所は、請求者に係る請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の A 事業所における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者の雇用保険の記録により確認できる A 事業所における離職年月日は、昭和 63 年 3 月 30 日とされており、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日（昭和 63 年 3 月 31 日）と符合している。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。